みんなではじめよう!

再生資源の団体回収

再生資源を団体で回収して市に申請すると、

報償金が支給されます!

報償金が支給されるまでの流れ

 活動する団体として 市に登録します。



子ども会、PTA、高齢者クラブ、女性団体、 生徒会(児童会)等、様々な団体として登録 できます! ②再生資源を回収します。



紙類、布類、ビン類、金属類、 ペットボトル等が対象です。

③ 業者に引き渡して仕切書と計量票を受け取ります。



再生資源の引取業者に依頼します。

④ 支給申請書を市役所に提出して報償金の支給



再生資源1kgに対して、3.5円を 支給します。(100円未満切捨て)

※ 詳しい申請方法等は裏面をご覧ください。

日立市はごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

問合せ先

日立市生活環境部資源循環推進課 〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294(22)3111 内線547



令和5年4月現在

団体登録と報償金申請について

手続は、団体登録と報償金申請の2種類がございます。

① 団体登録 ※再生資源を回収する前に必ず行ってください。

団体登録の申請

再生資源分別回収実施団体登録申請書(様式第1号)に、必要事項を記入の上、資源循環推進課若しくは各支所の窓口に持参するか、郵送、FAX、電子メールによりご提出ください。また、電子申請でも登録が可能です。

登録の決定

団体登録を申請した代表者の住所に、団体決定通知書が郵送されます。

② 報償金申請

再生資源の回収

再生資源の回収を実施してください。再生資源の分別方法は、ごみ処理ハンドブックをご覧ください。

※市で実施している再生資源回収は含まれませんので、ご注意ください。

業者へ引き渡し

回収した再生資源を再生資源の引取業者に引き渡し、実績書と仕切書を受け取ってください。

※再生資源の引取業者は、下表を参考にしてください。

報償金の支給申請

再生資源分別回収報償金支給申請書(様式第2号)に 必要事項を記入の上、実績書と仕切書を添えて、資源循 環推進課又は各支所の窓口まで提出してください。

支給の決定

再生資源分別回収報償金支給決定通知書(様式第3号)が郵送されます。

再生資源の引取業者一覧(令和5年4月現在)

業者名	所在地	電話番号	紙類	金属類	布類	ビン類	ペット ボトル
(有)根本商店	田尻町 3-45-1	43-2422	0	0	0		
(株)平沼商店	桜川町 4-13-3	34-2388	0	0	0		
(有)稲澤商店	諏訪町 1-5-18	36-0831	0	0	0		0
やない金属	本宮町 4-30-10	22-3734		0			
佐川商店	石名坂町 1545-7	53-1604	0	0		0	
坂本商店	神田町 388-1	53-5788	0				
(株)水越	鮎川町 2-1-35	36-2545	0	0	0	0	0
松浦商店	東大沼町 1-18-15	34-3969	0	0	0		
(株)宮崎	砂沢町字榎ノ入 1197-20	85-7550	0		0		0

※再生資源引取業者は参考ですので、詳しくは各業者にお問合せください。